

一般財団法人 村井シークス財団
2026年度 奨学生募集要項「ASEAN から日本」の留学生向け

1、趣旨

一般財団法人 村井シークス財団（以下、本法人という）は、日本と ASEAN 地域において、自由な気風と湧き上がる好奇心を持つ有望な若手人材を育成し、将来性のある分野に携わり、世界的なリーダーとして活躍できるよう支援することで、わが国および世界中の経済、産業ならびに文化の発展に寄与することを目的とします。

2、特徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給与とし、返済の義務はありません。
- (2) 世帯年収の制限はありません。奨学生の有意義な未来への投資としてお使いください。
- (3) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。
- (4) 他の奨学金との併用
貸与型奨学金：併用可
返済不要の給付型奨学金：併用不可（ただし、海外留学支援の奨学金は併用可）
大学内の授業料減免制度やそれに準ずる少額の奨学金制度：併用可

3、奨学生の応募資格

- (1) ASEAN 加盟国（※）の国籍を有し、在留資格「留学」を有する大学生または大学院生

※ASEAN 加盟国とは、以下のとおり。（五十音順）

- ・インドネシア
 - ・カンボジア
 - ・シンガポール
 - ・タイ
 - ・東ティモール
 - ・フィリピン
 - ・ブルネイ
 - ・ベトナム
 - ・マレーシア
 - ・ミャンマー
 - ・ラオス
- (2) 向学心に富み、学業優秀であり、かつ、品行方正であるもの。
 - (3) 国際親善に理解を持ち、貢献を期するもの。
 - (4) 日本語または英語（*）でレポートが可能なこと。
 - (5) チャレンジ精神が旺盛で国際感覚をもつもの。
 - (6) 財団の活動に積極的に参加し、協力するもの。

4、採用人員

最大 40 名（ASEAN から日本、日本から ASEAN、両奨学生の合計数）

5、奨学金の額と給与の方法

（1）給与金額

月額 10 万円

（2）給与期間

奨学生に採用した年度の 1 年間を基本とし、更新は 2 回を限度とします。

但し、各学年の進級時に応募資格に沿ってレポート提出による適正審査を行い、継続の可否を決定します。

（3）給与の方法

6 月（4～6 月）、9 月（7～9 月）、12 月（10～12 月）及び 3 月（1～3 月）に各 3 か月分を本人名義の日本国内の銀行等の預金口座に送金するので、受領後 3 日以内に財団へメールで受領の連絡をすること）

振込日は対象月の 25 日（金融機関が休みの場合は前営業日）を基本とします。

6、奨学金の休止、停止または廃止事由

（1）退学したとき。

（2）奨学生が休学し、または長期に渡って欠席したとき。

上記に該当した場合、奨学金の支給を休止しますが、復学後の奨学金の支給については、大学や本人との話し合い後に判断致します。

（3）奨学生が留年したとき、または卒業延期となったとき。

（4）在学期で処分を受け、学籍を失ったとき

（5）傷い、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。

（6）学業成績または性行が不良となったとき。

（7）奨学金を必要としない理由が生じたとき。

（8）本法人が指定する義務を怠ったとき。（奨学生の義務 9－（1）も含む）

（9）その他奨学生として適当でない理由が生じたとき。

（10）交換留学で海外（日本以外）へ行かれる場合は奨学金を休止します。（*）

7、手続

（1）提出書類

① 在学する学校の担当教官の推薦書（学校所定の用紙）

② 在学する学校の学業成績証明書

③ 在留カードの写し

④ 奨学金を申請する理由書

⑤ 本人の履歴書

⑥ 誓約書

⑦ 奨学金振込口座 預金通帳写し（日本の銀行名・支店名・口座番号・名義人）

(2) 提出方法

本人が書類を揃えて、大学事務局を通じて本法人宛てに Web 申請による

(3) 提出期限

2026 年 4 月 20 日 (月)

(4) 提出先 (連絡先)

〒541-0051

大阪府中央区備後町一丁目 4 番 9 号

一般財団法人 村井シークス財団 事務局

TEL : 06-6266-6411

E-mail : MS-zaidan@siix-global.com

8、奨学生の決定

- (1) 奨学生の決定は、本法人の選考委員会の選考を経て理事会が行い、その結果を本人に通知します。
- (2) 選考の経過および決定の理由は公表しません。
- (3) お送りいただいた書類は返却いたしません。

9、奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

- (1) 当法人からの問い合わせや、回答要請、レポートなどの提出を求められた場合、遅滞なく対応すること。(遅延が頻発する場合は奨学金の給付を停止する)
- (2) 下記の場合、当法人へ届け出ること
 - ① 休学するとき
 - ② 復学するとき
 - ③ 大学より停学処分を受けたとき
 - ④ 退学するとき
 - ⑤ 最短修業年限で卒業できないことが確定したとき
 - ⑥ 他の大学や学部編入することが決まったとき
 - ⑦ 当法人の奨学金受給を辞退するとき
 - ⑧ 他の給付型奨学金を受給することが決まったとき
 - ⑨ 当法人に登録した情報等に変更があったとき

10、個人情報の取扱いについて

応募の際に提出していただく個人情報は、奨学生の選考以外には一切使用しません。

以上